

遠長第 195 号

平成 28 年 3 月 30 日

地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所 管理者 様
認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
介護予防認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

遠野市健康福祉部長

地域密着型介護サービス事業所にかかる生活相談員の資格要件について（通知）

平成 28 年 4 月 1 日以降の遠野市における地域密着型通所介護（療養通所介護）、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の生活相談員の資格要件について、「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について下記のとおり定めることとしましたので、適切な職員配置についてご配慮ください。

記

- 1 「社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者」
 - (1) 介護支援専門員
 - (2) 介護福祉士の資格を有し、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養型介護事業所、特定施設入所者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入所者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における介護に関する実務経験が通算で 3 年以上（勤務日数 540 日以上）ある者。
- 2 証明書類等
 - (1) 介護支援専門員
介護支援専門員証の写し
 - (2) 介護福祉士
勤務先で発行する在職証明書（任意様式可とし、事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの）及び介護福祉士登録証の写し